

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第169号 平成26(2014)年9月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

北海道における古代史の観点

(アイヌ文化に対する見方)

知多郡阿久比町 竹内 強

どのような人たちがどのような営みをしていたのかについて、日本列島全体を画一的に捉えて議論することは危険だと思います。

最近の考古学による発見によって、北海道や東北の北部における古代の人々の暮らしや文化について、新たな一端をのぞき見ることができます。

はじめに

最近アイヌ民族について二つの事例にぶつかりました。

一つは、私の町で開かれた歴史講演会で講師(自称郷土史家)が

「本州を追われた縄文人がアイヌ民族を形成した。」

と述べておられたことです。果たして本当なのでしょうか？

もう一つは、札幌市の市会議員が自らのブログに

「アイヌ民族などもう存在しない。」

と書き込み、法律で保護などしなくてもよいと言っていると報道されたことです。

私たちの中にアイヌ民族や文化についてあまりにも無知な状況があるのではないかと思います、そこで少し立ち入って調べてみることにしました。日本列島の中で、どのようにして日本人が形成されていったかという問題は、大変複雑な問題です。とりわけ北端に位置する北海道島に

東北・北海道の縄文遺跡



北海道の縄文遺跡

北海道の縄文遺跡の中で最も古いと云われるのは垣ノ島遺跡（函館市）で早期～後期（紀元前7000年～2000年）の遺跡であり、続いて前期（紀元前5000年～3000年）の北黄金貝塚（伊達市）は道南地域の太平洋側に広がっています。同時にこれらの人々は山内丸山遺跡などの東北の縄文人と交流があった、あるいは同じ文化を持つ人々だと思われまます。

彼らの特徴は、農耕を持っていないけれども定住生活をしている点です。同時期に10～20軒ほどで集落を形成し、自然と共生して生活していたと考えられます。北海道は、全体として温暖な時期も存在しましたが、一方で極寒の時期も存在しました。こうした自然の中に溶け込むように生活していたのが縄文人です。

続縄文文化の時代

北海道では、紀元前三世紀頃から紀元後七世紀頃までの時代に、日本列島の多くの地域が弥生時代から古墳時代に移行し水田稲作が始められていったのに対して、水田稲作は行われず、縄文時代の生活様式が継承されました。この人々が営んだ文化が続縄文文化です。

続縄文時代の人々は竪穴式住居に住み、狩猟と漁労を中心に、採集と原始的栽培も行っていました。縄文時代に比べ、魚介と海獣の比重が大きいものの、アワ・キビ・ヒエ・ソバが発見されていることから、これらの穀物を栽培していた可能性が高いでしょう。遺物となった道具としては、石斧、石ナイフなどの多彩な石器の他に本州製の鉄製品が入り込み、後期に入ると鉄製品の普及が石器制作技術の衰退を招いた形跡があります。やがてこれらの文化は擦文文化へと引き継がれていきます。

擦文文化の時代

七世紀から十三世紀（飛鳥時代から鎌倉時代後半）にかけての時代は、本州の土師器の影響を受けた擦文土器を特徴としますが、後に土器は衰退し、煮炊きにも鉄器を用いるアイヌ文化

にとってかわられました。擦文土器の使用の始まりは六世紀後葉から七世紀はじめであり、ここから擦文時代が始まります。前代の続縄文時代には、土器に縄目の模様が付けられましたが、擦文時代に入ると表面に刷毛目が付けられました。これは土器の表面を整えるため木のへらで擦ってつけたものと考えられており、これが擦文土器の名前の由来です。こうした土器の表面調整技法は同時期の本州の土師器にも使用されており、この点からも土師器からの強い影響が窺えます。

擦文時代の集落は、狩猟や採集に適した住居の構え方をしており、秋から冬にかけてサケ、マスなどが遡上する時期には、常呂川や天塩川などの河口の丘陵上に竪穴住居の大集落（本村）を構え、他の時期には、狩猟を営む小集落（分村）を川の中流より奥に作ったと考えられます。住居内にカマドが備えられるようになるのがこの時代の特徴です。

オホーツク文化

三世紀から十三世紀までオホーツク海沿岸部を中心として、北海道北海岸、樺太、南千島の沿岸部に栄えた古代文化がこのうち北海道に分布している遺跡の年代は五世紀から九世紀までと推定されています。

オホーツク人は『日本書紀』に登場する大陸から樺太を超えてきた肅慎とする考え方が有力で、大陸の靺鞨やトカレフ・古オリヤークの文化と密接な関係があるという説もあります。いずれにしても、同時期に北海道に存在した続縄文文化や擦文文化とは異質な文化です。

彼らは海に依存して暮らしており、北海道北部と樺太では漁業に、北海道東部では海獣狩猟が重点で、秋はホッケ、冬はタラ、春にはニシンを網を用いて大量に漁獲しました。回転式離頭銛を使った、アザラシ、オットセイ、トド、アシカも冬に捕獲され、遺物に描かれた絵などから、舟を操り捕鯨を行っていたこともわかっています。

集落は海岸のそばに置かれ、住居は竪穴式で何十人も収容できる大型の住居と、数人の家族で暮らしたと思われる小型の住居がありました。

最近の発掘調査により日本海沿岸でオホーツク土器がつぎつぎと発見され、奥尻島青苗砂丘遺跡ではオホーツク文化を色濃く示しているところから、六～七世紀後半頃の日本海沿岸におけるオホーツク人の幅広い海洋活動と定住生活が裏付けられました。

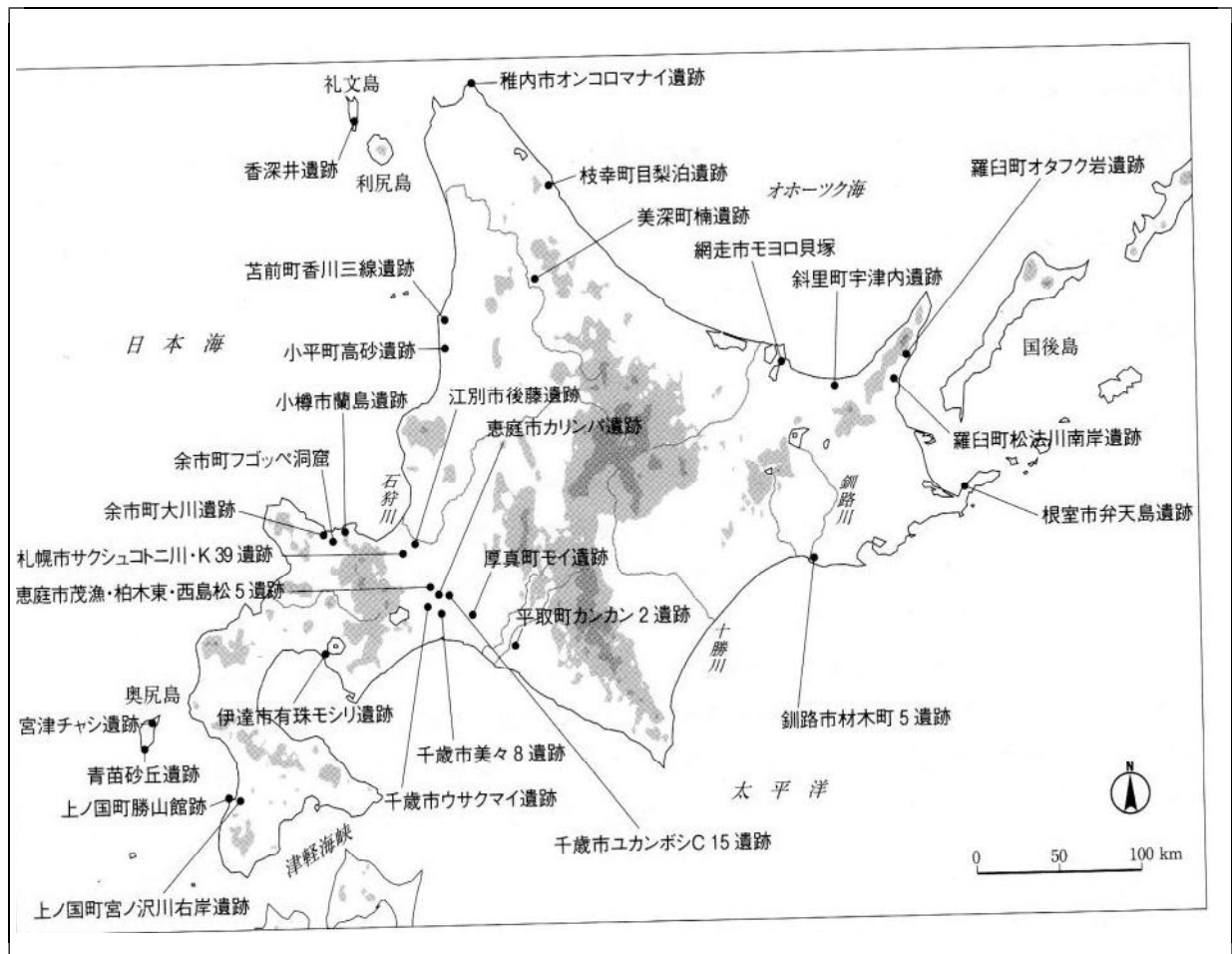
アイヌ文化

考古学的な意味でのアイヌ文化とは、擦文文化を担った人々が時間経過とともに新たな文化要素を創出・移入することで到達した新しい文化様式だということです。十三世紀頃、擦文文化期の終わりに全く別の民族が北海道に侵入してアイヌ文化を形成したわけではではありません。すなわち担い手は同じですが、文化様式が変化したということです。擦文文化にオホーツク

ク文化や本州からの文化もはいつてくる中で形成された文化がアイヌ文化であり、これを担った人々がアイヌ人なのです。

ここで問題になるのは「アイヌ文化」という語が「ある民族集団の文化」と「歴史上のある時期に存在した文化様式」のいずれを意味するかという状況のわかりにくさです。アイヌは現在も民族集団として存在していますが、現在のアイヌはチセ(木の骨組みで屋根や壁は萱や葦などで葺いたり覆ったりした長方形で床に暖房用の工夫がしてある住居)に住み漁労採集生活を送っているわけではありませんから、考古学的な意味でのアイヌ文化を保持しているとは言えません。しかし現代のアイヌは考古学的な意味でのアイヌ文化を担った人々の末裔であり、現代のアイヌの保持する文化様式もまたアイヌ文化と呼ばれる資格を持つのです。

続縄文・擦文・オホーツク遺跡



逸年号

名古屋市 石田敬一

1 逸年号を収集した史料

長年にわたり、林伸禧氏（古田史学の会・東海）は、逸年号の研究に専念されています。その林氏によれば、逸年号を収集した史料には『二中歴』『麗気記私抄』『海東諸国記』『如是院年代記』『日本大文典』『襲国偽僭考』があります。これらのほかに『和漢年契』『茅窓漫録』などがあり、この中で、成立年代が一番古いとされるものは『二中歴』で、林氏は『二中歴』に関する文献の留意（「東海の古代」92号、平成20年4月）により健保六年を成立年と示されています。

逸年号資料	成立年	
二中歴	健保六年	1218年
麗気記私抄	応永八年	1401年
海東諸国記	李朝成宗二年	1471年
如是院年代記	元龜元年	1570年頃
日本大文典	慶長十三年	1608年
和漢年契	寛政十年	1798年
襲国偽僭考	文政三年	1820年
茅窓漫録	文政十三年	1830年

また、古田武彦氏は、『二中歴』を「九州年号」研究の根本史料として認めておられます。私も逸年号の基本となる史料の一つであると思います。

ただ、『二中歴』には大きな問題があります。それは法興年号が記述されていないことです。

法興年号は、「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」と『釈日本紀』所引の『伊予国風土記』逸文に

残る伊予湯岡碑文の二つの金石文に記述されており、信頼がおける史料にある逸年号です。

にもかかわらず、法興年号が記述されていないという点で『二中歴』に不審を持ちます。

1 継体	2 善記	3 正和	4 教倒	5 僧聴
6 明要	7 貴楽	8 法清	9 兄弟	10 蔵和
11 師安	12 和僧	13 金光	14 賢称	15 鏡當
16 勝照	17 端政	18 吉貴	19 願転	20 光元
21 定居	22 倭京	23 仁王	24 僧要	25 命長
26 常色	27 白雉	28 白鳳	29 朱雀	30 朱鳥
31 大化				

2 並列年号説

こうした『二中歴』に対する不審を解決する説として、古田氏は、鶴峯茂申著の『襲国偽僭考』を根拠に同じ時代に二つの年号が使われていたとされます。それは多利思北孤の兄弟摂政時の年号とされます。以下、これを並列年号説と呼びましょう。その『襲国偽僭考』の年号部分の原典となる図書の一つが『和漢年契』であり、その「凡例」では、次のとおり同時代に並列した年号、喜楽、端正、始哭、法興があったとします。

○推古帝之時

告貴 十年終 ○按一説 推古元年為喜楽
二年為端正 三年為始哭
自四年至十年為法興
是四年号通計十年而終與告貴
年数正相符則十年之間蓋與告
貴互相行也耳 ○始哭一作大

（国立国会図書館デジタルコレクションによる）

推古天皇の時、告貴は十年で終わる。
按ずるに一説あり。推古元年を喜楽と為し、

推古二年を「端正」と為し、推古三年を「始哭」と為し、推古四年より十年に至るまで「法興」と為す。

是ら四つの年号は通算計十年にして終わる。

告貴の年数は、則ち十年の間、正に相い符合す。蓋し（確かに）告貴と互に相い行く也と聞く。始哭は一説に（始）大に作る。

（読み下しは石田による。以下同じ。囲み文字や○は、原文のまま）

こうした古田氏の並列年号説に立って、林伸禧氏は、法興年号は近畿天皇二代にまたがるので近畿天皇家の年号ではなく、また同一の権力者に2つの年号は並列しないことから九州王朝でもないとして、第三の王朝の吉備王朝の年号と推測されています。（「東海の古代」166号、平成26年6月を参照）つまり、日本列島には、九州王朝と近畿天皇家のどちらにも属さない、吉備王朝が独自の年号を建て、ある期間、並列していたという説になります。独自の吉備年号が起こされたとなると、この年号が始まった年に吉備に特別な政権変化が起きたのか、また、吉備に法興年号以外の喜楽、端正、始哭の並列年号の存在が確認できるのかなど課題があります。次の論考を待ちたいと思います。

また、「古田史学の会・東海」の竹寫正雄氏は、平成26年4月の例会において、“「法興」年号に関する考察”を発表されました。法興年号は、蘇我馬子が建てた法興寺の創建と命名に因んで起こした年号と結論づけられました。馬子の屋敷は御門と呼ばれており、蘇我氏は天皇の位置にあって法興年号を建てた可能性があります。蘇我王朝を歴史上から消すとともに、その年号も歴史から排除したという説も考えられないことではありません。つまり蘇我王朝論も一定の説得力がありますが、馬子以降の蝦夷や入鹿の時期をどう説明できるのか課題が残ります。また、この考察に関しても、法興年号以外の並列年号である喜楽、端正、始哭の年号について、どう捉えられるのか、さらに、寺の名称に影響を受けて年号の名称が決まるという順序より、一般的には、権力者が定めた年号を契機に、その名称に因んで法興寺という名の寺が建立されたとする方が自然だと思われます。これらの点

に留意されて考察が展開されると、逸年号に関する議論が深まると思います。

3 逸年号が記録された史料

『肥後国誌』（1706年）において、告貴は、推古の時代に熊本県にある福成寺が開基された記事の年号として示されています。一方で、並列年号とされる喜楽は、「善光寺縁起」（1370年）に欽明の時代の長野県にある善光寺や「須美神社年代記」（1520年？）に欽明の時代の福島県にある伊佐須美神社の伝承記事などとして示されています。告貴が推古で、喜楽が欽明の時代となると、喜楽は告貴と並列ではなく、告貴以前の年号ではなかったのかと疑問が湧きます。

『二中歴』では吉貴（告貴）の十一代前に喜楽があります。

また、「万福寺子持御前縁起」において、端正は、推古の時代に山口県の万福寺の縁起のほか、崇峻の時代に福島県の黒沼神社の縁起「黒沼大明神縁起」に示されますので、端正が崇峻の時代の年号とすれば、端正は告貴と並列ではなく、やはり告貴以前の年号ではなかったかと疑問が湧きます。

『二中歴』では吉貴（告貴）の一代前に端政（端正）があります。

私は、『和漢年契』の「凡例」の告貴年号の項にある、法興など4つの年号が並列するとの一説は、並列とする説もあるという意味であり、ただちに信頼すべき記事ではないと思います。

また、この『和漢年契』は、法興年号に関して問題があります。先述の金石文「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」には、「法興元卅一年」とあり、少なくとも法興年号は三十一年までであったこととなりますが、『和漢年契』では法興は七年までとなっており、金石文より随分短い年数とされます。この齟齬は大きな問題であり、『和漢年契』の記述は信頼がおけないとの理解が妥当でしょう。

さらに『和漢年契』は、先に例を挙げた「善光寺縁起」や「黒沼大明神縁起」など単独の年号が記述された史料とは違い、あくまで逸年号を収集して時系列に調製したという点で明らか

に作為性がある史料といえます。

『二中歴』も逸年号を収集し時系列に調製したという点では、『和漢年契』と同様の性格を持っており、参考になる史料ではあるものの、年号の並び方には不安が残る史料でしょう。

4 あらためて法興年号

そこであらためて法興年号に関する信頼性が高い二つの史料について検証します。

「法隆寺釈迦三尊像後背銘」には次のとおり見えます。

法興元卅一年歲次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗腦干食王后仍以勞疾並著於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并侍及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安穩出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利仏師造

また、『釈日本紀』に載せる「伊予國風土記」逸文にも次のとおり見えています。

法興六年十月歲在丙辰 我法王大王與惠慈法師及葛城臣 道遙夷與村正觀神井 歎世妙驗欲叙意 聊作碑文一首

惟夫 日月照於上而不私 神井出於下無不給 萬機所以妙應 百姓所以潜扇 若乃照給無偏私 何異干寿国随華台而開合 沐神井而瘳瘳 詎舛于落花池而化弱 窺望山岳之巖嶠 反冀子平之能往 椿樹相廕而穹窿 実想五百之張蓋臨朝啼鳥而戲味 何曉乱音之聒耳 丹花卷葉而映照 玉菓弥葩以垂井 經過其下可優遊 豈悟洪灌霄霄庭 意與才拙実慚七步 後定君子 幸無蚩咲也

重要なことは、これらの史料では、法興年号が上宮法皇や法王大王など、当時の権力者とともに記述されていることです。つまり、近畿天皇家以外の年号であるので短絡的に私年号と解釈する近畿天皇家一元主義の限界であろうと思います。近畿天皇家の立場からは私年号であっ

ても、史学上では、法皇や大王など権力者とともに記述される法興年号は、仏教寺のみで使われたなどと矮小化して解釈するものではなく、ある領域の権力の下に施行された年号と位置づけるべきでしょう。

法興年号と共に並列年号とされる喜楽は、南は熊本県、北は福島県で伝承されており、端正は、奈良県を含んで南は山口県、北は福島県で伝承されています。また、告貴は、南は熊本県、北は千葉県で伝承されており、広域性があります。いずれにしてもこれらの逸年号の伝承は近畿圏を跨いでいるところに重要性があり、近畿天皇家も配下にあった可能性を秘めていると考ええます。

5 まとめ

私は、逸年号収集史料である『二中歴』や『和漢年契』の記事を金石文より重要視した点に問題があると思います。これらは、逸年号の取捨選択を含め、時系列に調製されており、信頼性に欠けると考えています。

逸年号、とりわけ並列年号に関連して、私の考えを次のとおり整理します。

- (1) 『二中歴』は、金石文にある法興年号の記載がなく不審である。
- (2) 『和漢年契』における告貴に対する並列年号は、他の逸年号収集史料では告貴以前に記されており、並列した年号として信頼すべき記事とはいえない。
- (3) 金石文「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」の法興年号と比較し、『和漢年契』の法興年号は、極端に短い年数であり不審である。
- (4) 総じて『二中歴』も『和漢年契』も逸年号を収集し時系列に調製したという点で信頼性に不安が残る史料である。
- (5) 逸年号は、近畿天皇家を包括した区域で伝承され広域性がある。
- (6) 法興を含み逸年号の一部が並列していたと認めるには史料不足であり、並列年号説の根拠は危うい。
- (7) 現時点では、逸年号は、近畿天皇家以外の王朝の年号であるとの考えにとどめるべきと判断する。

前回に引き続いて掲載します。

- ・ 159号 (平成25年11月)
 - 1 はじめに
 - 2 咸亨元年(670年)の遣唐使
- ・ 161号 (平成26年1月)
 - 3 白雉4年の遣唐使
- ・ 162号 (平成26年2月)
 - 4 白雉5年の遣唐使
- ・ 164号 (平成26年4月)
 - 5 齊明5年の遣唐使
- ・ 167号 (平成26年7月)
 - 6 舒明2年の遣唐使
- ・ 168号 (平成26年7月)
 - 7 天智4年の遣唐使

九州王朝の遣唐使 (その7)

名古屋市 佐藤章司

8 推古15年の遣唐使

(1) 『日本書紀』から

1) 推古紀は遣隋使か遣唐使か

①推古十五年(607年)

秋七月三日、大礼小野妹子^{註1}を大唐(隋)に遣わされた。鞍作福利を通訳とした。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、99頁)

と『日本書紀』に記されている。この文面を検討すると、推古15年は西暦換算で607年となるが、607年は隋の時代であり「唐」の建国は618年であって、この時、唐の存在は未だない。このことから通説では小野妹子は「遣隋使」とされているが、この小野妹子が派遣された先は「大唐」と明記されている。

②推古十六年(608年)

十六年夏四月、小野妹子は大唐から帰朝した。…… 大唐の使人裴世清と下客12人が、妹子に

従って筑紫についた。難波吉士雄成を遣わして、大唐の客裴世清らを召された。大唐の客のために新しい館を難波の高麗館の近くに造った。

六月十五日、……

このとき妹子臣は、

「私が帰還の時、煬帝が書を私に授けました。ところが百済国を通る時、百済人が探りこれを掠め取りましたために、これをお届けすることが出来ません」と奏上した。……

(八月) 十二日、……

使者裴世清は自ら書を持ち、二度再拜して使いの旨を言上した。その書には

「……自分は天命を受けて天下に臨んでいる。徳化を弘めて万物に及ぼそうと思っている。……」とあった。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、99～101頁。

下線は佐藤が加筆)

この講談社学術文庫『日本書紀』(下)の下線の訳文はおかしいと思うので指摘しておく。

・訳文1：私の帰還の時、煬帝が書

の原文は、

臣参還之時、唐帝以書授臣。

(岩波文庫『日本書紀』(四)、462頁)

であり、唐帝≠煬帝ではない。そもそも「煬帝」とはどこにも書かれていない。唐帝と明記されている。なお、岩波文庫『日本書紀』(四)の「唐帝」の注書では次のように記される。

隋の煬帝。なおこの一節は、妹子が煬帝の返書の内容をはばかり、途中奪われたことにしたという説がある。(岩波文庫『日本書紀』(四)、113頁)

・訳文2：天命を受けて天下に臨んで

の原文は、

朕欽承寶命、臨仰區宇。

(岩波文庫『日本書紀』(四)、463頁)

であり、宝命≠天命である。

岩波文庫『日本書紀』(四)には、「宝命」の注書で

天子たるべしという天の命令。

*1 ・『日本の歴史』2—古代国家の成立—：108頁(直木孝次郎著、中央公論新社、2004年6月〈改訂版〉)
・岩波文庫『日本書紀』(四)：「大唐」の注書で「事實は隋。……」(111頁)と記載されている。

(岩波文庫『日本書紀』(四)、115頁)
とある。この見解により講談社学術文庫『日本書紀』(下)で「天命」と改変されたのであろう。

時に使主裴世清親ら書を持ちて、両度再拝みて、使の旨を言上して立つ。その書に曰く「……朕、宝命を欽び承けて、区宇に臨み迎ぐ。徳化を弘めて……」

(岩波文庫『日本書紀』(四) 114頁)
この国書のポイントは「宝命」の用語にある。*

妹子の紛失した「国書」と、先に記した裴世清の言上した「国書」の二通あったことになり、矛盾であり不合理である。

推古十六年夏四月、小野妹子の奏上で「私が帰還の時、煬帝が書を私に授けました。ところが百済国を通る時、百済人が探りこれを掠め取りましたために、これをお届けすることが出来ません」と奏上した。

と記述されている。「唐の高祖の国書」が本来の国書である。小野妹子の言う煬帝の国書など最初からなかったのだ。

即ち、「遣隋使」ではなく「遣唐使」の記事であり、『隋書』倭国伝と九州王朝『史書』類からの盗用と造作である。

③推古十六年(608年)九月五日、
客たちを難波の大郡^{注2}でもてなされた。

④推古十六年(608年)九月十一日、
客人裴世清たちは帰ることになった。小野妹子臣を大使とし、吉士雄成を小使とした。鞍作福利を通訳として、随行させた。

天皇は唐の君をとぶらってのべられるのに、「……略……」
といわれた。

このとき唐に遣わされたのは、学生倭直福因・奈羅役語恵明・高向漢人玄理^{注3}……
ら合わせて八人である。

⑤推古十七年(609年)九月、
小野妹子らが大唐(随)から帰った。ただ通訳の福利だけは帰らなかった。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、101～103頁)
⑥推古二十二年(614年)六月十三日、
犬上君御田鍬・矢田部造を大唐(随)に遣わされた。

⑦推古二十三年(615年)秋九月、
犬上君御田鍬・矢田部連が大唐から帰った。百済の使いが犬上君につき従ってやってきた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、108頁)

「大唐に遣わせられた遣隋使」を列举すると、概ね上の①～⑦の記事であるが、すべて隋ではなく、唐への遣使である。

『日本書紀』編纂担当者は推古二十六年(618年)秋八月一日の条に高麗が使いをおくり、土地の産物をたてまつった。そして、「隋の煬帝は、三十万の軍を送って我が国を攻めました。しかしかえってわが軍のために破られ、今そのとりこ二名、貞公・普通の二名と、鼓吹・弩・石弓の類十種と、国の産物・駱駝一匹とをたてまつります」といった。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、109頁)

と記述している。唐の建国は推古26年(618年)であり、推古15年～推古23年では建国もしていない「唐」への遣使などあり得ないことなど、十分に知っているのに、『日本書紀』は上のように「大唐に遣わした遣隋使」のような安直な記述となっている。「九州王朝隠し」の産物である。

(2) 『隋書』倭国伝から

『隋書』と『日本書紀』の間には断絶がある。「大唐」表記と開皇20年(600年)＝推古天皇8年の遣隋使派遣記事の『日本書紀』不記載である。重要と思われるのでその記事を記載すると、次のとおりである。

開皇二十(六〇〇)、倭王、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩の雞弥と号す。使を遣わして闕に詣る。… 略 …

王の妻、雞弥と号す。後宮に女六・七百人あり。

*1 古田武彦氏は、宝命について次のように述べている。
王朝の一代にこそふさわしいが、二代以降の帝位の継承者には用いる用語ではない。ここで、煬帝の国書とされているものは、「唐の高祖」の国書である。(朝日文庫『法隆寺の中の九州王朝—古代は輝いていたIII—』225～229頁)

太子を名づけて、利歌弥多弗利と爲す。歌弥多弗の利なり。 (『九州王朝の論理』176頁〈史料〉)

余の節は略華と同じ。 (『九州王朝の論理』177頁〈史料〉)

『日本書紀』の推古8年には、上の開皇20年の遣隋使記事はない。「九州王朝の实在隠し」である。この「九州王朝隠し」を端的に示すものが『隋書』の開皇20年(600年)の遣隋使の派遣の際の

倭王、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩の雞弥と号す。……王の妻、雞弥と号す。

にある。つまり紛うことなく、男王(帝)であり女性の推古天皇ではないことは誤魔化しようがない。どうしたか。

『日本書紀』に開皇20年の遣隋使の記事をすっぱり抜け落とし、不記載とした。

ここに、七世紀初頭、日本列島を代表する王朝は「九州王朝」である。そして、この王朝は後漢(光武の時・安帝の時)・魏・斉・梁に至りまた、隋へと代々中国と相通じていたと『隋書』に記述されているとおおり、倭奴国であり、邪馬壹国であり、筑紫に都をおく九州王朝である。

『隋書』倭国伝に大業4年(607年)倭王の多利思北孤と文林郎裴清との会談後

復使者をして清に随い来たりて方物を貢せしむ。

この後、遂に絶つ。

(『九州王朝の論理』178頁〈史料〉)

とあり『日本書紀』との間で使者の氏名や各職にも違いを見せている。

『隋書』	裴清	文林郎
『日本書紀』	裴世清	鴻臚寺の掌客

直木孝次郎は中公文庫『日本の歴史』2—古代国家の成立—で

わたしは、「王」はを聖徳太子、利歌弥多弗利は田村皇子(のちの舒明天皇)か山背大兄王をさすのではないかと思う。(『日本の歴史』2、改訂版123頁)

と記している。典型的な「大和(天皇家)一元主義」である。

大業4年(608年)に来倭した後、翌年(609年)の正月を倭国で過ごし、

正月一日に至る毎に、必ず射戯・飲酒す。その

とあり、裴清の報告者によってこの文面は記述されているのである。倭国の人口・領域・兵力・武器などを調べ、609年秋から冬以降に倭人の使者達と共に帰国した。そして大業6年(610年)、倭国の使者は長安で正月の祝賀の席に参列したのであり、この後国交を深めることなく、隋国内の政情不安から、断絶したのである。

(大業六年〈六一〇〉、正月)己丑、倭国使を遣わし、方物を貢す。

(『九州王朝の論理』180頁〈史料〉)

倭国=倭国(大倭国)の使者の帰国は610年である。

9 推古22年の遣唐使

推古二十二年(614年)六月十三日条

犬上君御田鍬・矢田部造を大唐(随)に遣わされた。

推古二十三年(615年)秋九月条

犬上君御田鍬・矢田部連が大唐から帰った。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、108頁)

とあるのは、唐の高祖が崩御し太宗が即位したのに合わせた遣使なのだろう。それから4年後、再び使者を遣わしたのが、

舒明天皇二年(630年)、秋八月五日条、

大仁犬上君三田耜・大仁薬師惠日を大唐に遣わした。(講談社学術文庫『日本書紀』下、128頁)

の記事であろう。犬上君御田鍬と大仁犬上君三田耜は同一人物である。

10 『日本書紀』と『隋書』

『続日本紀』に神護景雲3年(769年)10月10日のこととして次のように記している。

大宰府は次のように言上した。

この府は人や物が多く賑やかで、天下有数の都会です。青年は学問をしようとする者が多いので

すが、府の蔵にはただ五経(易経・書経・詩経・礼記・春秋)があるだけで、未だ三史(史記・漢書・後漢書)の正本がなく、本を読みあさる人でも学ぶ道が広くありません。……

天皇は詔して、『史記』・『漢書』・『後漢書』・『三国志』・『晋書』をそれぞれ一部賜わった。

(講談社学術文庫『続日本紀』¹下、21頁)

これらの史書の多くには開元の初(713-741)の遣唐使から、もたらされた史書も多く在ったであろうと思われるが、魏徴(580-643)が編纂した『隋書』や沈約(441-513)の著わした『宋書』の記載がない。日本書紀編纂に『隋書』や『宋書』を利用していることは確実であるにもかかわらずだ。

元明・元正天皇は「九州王朝隠蔽」を書紀成立の最大テーマであり、『隋書』の多利思北孤や『宋書』の倭の五王の記事は大和朝廷にとって、あってはならない書であり、「禁書」とした。

『日本書紀』で言えば『隋書』の開皇20年の倭国からの遣隋使の記載を一切カットしたことが端的にこのことを表している。

(注1) 大礼小野妹子

小野妹子は遣隋使ではなく、遣唐使として、派遣されたのである。この時の冠位である「大礼」は九州王朝の制定した冠位制度である。²

なお、大礼小野妹子⇒大錦上小野毛人³⇒従四位下小野毛野の系譜では妹子・毛人は九州王朝の臣下であるが、毛野の時代には次のとおり大和王朝の臣下に転進している。

(大宝二年) 五月二十一日 天皇は、従三位の大伴宿禰安麻呂・正四位下の粟田朝臣真人・従四位上の高向朝臣麻呂・従四位下の下毛野朝臣古麻呂・小野朝臣毛野に詔して、朝廷の政治に参加させられた。

(講談社学術文庫『続日本紀』(上)、50・51頁)

(注2) 難波の大郡

①推古十六年(608年)9月5日条
客たちを難波の大郡でもてなされた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、101頁)

との記述以外に『日本書紀』内には次の記述がある。それを列挙すると、

②舒明二年(630年)条

この年改めて難波の大郡^{おごおり}と三韓の館を修理した。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、128頁)

③白雉三年(652年)春1月1日条

元旦の拝礼が終わって、帝の車駕は大郡宮においてになった。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、192頁)

とある。このように、大郡宮は筑紫にあって、難波長柄豊碓宮の完成を待って遷居した。三韓(高句麗・百濟・新羅)の使節団の宿泊施設も筑紫にあったことになる。上の①~③の「難波の大郡」記事は九州王朝の『史書』類からの盗用であり、「難波の大郡」⁴は筑紫にあったのだ。

(注3) 高向(漢人)玄理

『日本書紀』推古十六年(608年)遣隋使、小野妹子を大使、吉士雄成を小使とし、裴世清を送るメンバーの学生と学問僧8人のなかに学生高向漢人玄理^{たかむこあやひと}が含まれている。

この記事は、本来遣隋使ではなく、推古二十八年(620年)の遣唐使のことである。この時に唐に渡り、舒明十二年(640年)冬十月十一日、大唐の学問僧清安と共に学生として派遣された大唐から新羅経由で帰国する。

白雉五年(654年)の遣唐使のさい、押使として派遣されたが、唐で客死する。この時の年齢を推定すると、推古二十八年(620年)に20歳で学生として唐に派遣されたと仮定すれば白雉五年の押使任命時には54歳となり、現実的ではなかろうか。

なお、『常陸国風土記』の「八、行方郡(一)」^{なめかた}に次の記述がある。

古老曰へらく、

*1 講談社学術文庫『続日本紀』(全三巻):宇治谷猛現代語訳、講談社、1995年11月

*2 拙著「九州王朝の「評と冠位」考(『東海の古代』150号 平成25年2月)参照。

*3 小野毛人墓誌銘文がある。^{みかど}

*4 拙著「難波長柄豊碓宮と難波の朝」(『東海の古代』第149号 平成25年1月)を参照。

難波の長柄の豊前の大宮に馭^{あめのした}宇しめしし天皇の世、癸丑^{きちゆう}の年（653年）に、茨城の国造、小乙下壬生連麿、那珂の国造大建壬生直夫子等、惣領高向の大夫・中臣幡織田の大夫等に請ひて、茨城の地の八里、那珂の地七里合わせて七百余戸を割きて、別きて郡家を置けり。

（講談社学術文庫『常陸国風土記』・156頁）

この記述を検討すると

- ①小乙下・大建は九州王朝の冠位制度
- ②茨城8里+那珂7里=15里

700余戸÷15里=50戸/里

上の50戸/里は、『日本書紀』白雉三年四月（652年）条

この月に戸籍を造った。五十戸を里とし、里ごとに長一人を置いた。戸主は家長をあてる。五戸をもつて保とする。中の一人を長とし、檢察の役目をする。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、192頁）

とあって、①②とも九州王朝と常陸国の繋がり
の深さを感じさせる。その九州王朝の中核を担った人物が高向漢人玄理である。



1 はじめに

「東海の古代」155号（平成25年5月）で、推古紀における中国との通交については、12年繰り上げられていると述べた。

高麗は推古26年（618年）に使者を派遣し、次のように述べている。

廿六年秋八月癸酉朔 高麗遣使貢方物 因以言「隋煬帝 興 卅萬衆攻我 返之爲我所破 故 貢獻 俘虜貞公・普通二人 及 鼓吹・弩・抛石之

類十物 并 土物駱駝一匹」

（日本古典文学大系『日本書紀』下、201頁。
下線は筆者による。以下同じ。）

今回は、この高句麗との通交記事が、繰り上げられているか否かを検討した。

また、日本古典文学大系『日本書紀』では隋の滅亡を報告し、あわせて日本との和親を求めたのであろう。

（日本古典文学大系『日本書紀』下、201頁頭注）

と解釈しており、日本古典文学全集『日本書紀』でも同様の解釈をしている。表1に示したこれらの解釈について併せて検討した。

2 煬帝が、高句麗に遠征した時期

『隋書』において、煬帝が高句麗に遠征したのは表2のとおりである。これに関して

- ・『三国史記』高句麗本紀第八・嬰陽王23年（612年）6月条

初九軍到(度)遼。凡三十萬五千。及還至遼東城。唯二千七百人。資儲機械巨萬計。失亡蕩盡。

（完訳『三国史記』下、407頁）

初め九軍が遼東に来た時はおおよそ三十万五千人であったが、いま遼東城へ戻る時はただ二千七百人であり、巨万をもって数えられた軍需や器械（器は甲冑兜冑の類、械は戈矛弓戟の類）はみな亡失し蕩尽（使い果す）してしまった。

（完訳『三国史記』下、398頁）

とあり、煬帝は大敗北を喫し武器等をそのまま置いて撤退したと推測できる。

また、『隋書』には次のように記述されている。

- ・『隋書』帝紀第四・煬帝下、大業八年（612年）七月条

七月壬寅，宇文述等敗績于薩水，右屯衛將軍辛世雄死之。九軍並陷，將帥奔還亡者二千餘騎。

（中華書局版二十四史『隋書』83頁）

- ・『隋書』列傳第二十六「宇文述」条
初，渡遼九軍三十萬五千人，及還至遼東城，唯二千七百人。（中華書局版二十四史『隋書』1466頁）

*1 講談社学術文庫『常陸国風土記』：秋本吉徳全訳注、講談社、2001年10月

表 1

推古 26 年 高句麗使者派遣に関する解釈 (頭注)

語句	日本古典文学大系『日本書紀』下、201・202頁	日本古典文学全集『日本書紀』②、573頁
高麗	この年、高句麗は嬰陽王の二十九年。九月王薨じて榮留王即位す。なお、この年は下文(二〇二頁一行)に述べるように、高句麗と戦ってきた隋の滅びた年。日本は隋と久しく交わってきたので、この情勢にもとづき、高句麗は使者を送り、隋の滅亡を報告し、あわせて日本との和親を求めたのであろう。	二十六年八月、高麗が方物を貢上。この時、隋が高麗に敗れたことを報告する。 高麗：高句麗は四回にわたる隋の遼東の役(高句麗征討)に耐え、ついに隋を内部崩壊に導き、隋は内乱のうちに滅亡する。境域を接しない日本との友好関係を維持するために戦利品を献上する。
隋 煬帝	隋煬帝は、これより先、三度大軍を送って高句麗を攻めた。六一四(推古二十二)年には第三度目の大軍が遠征したが、両国とも疲弊甚だしく、その年、煬帝は高句麗の話によって遠征をやめ、兵をかえした。しかし隋の各地には反乱がおこり、六一七(推古二十五)年には、李世民(唐太宗)は父の李淵(高祖)にすすめて兵をあげ、長安に入り、煬帝を迫った。六一八(推古二十六)年煬帝は殺され李淵が帝位について唐朝を開いた。	隋煬帝は六一四年(推古二十二年)三度目の大軍を送り高句麗を攻めたが、両国とも疲弊甚だしく、煬帝は兵を返す。以後隋に反乱が起り、六一八年に煬帝は殺され、李淵(高祖)が帝位に即き、唐朝を開く。

表 2

煬帝による高句麗遠征結果

次	西暦	和 暦	中国年号	遠 征 結 果
第 2 次	6 1 2	推古 2 0 年	大業 8 年	7 月、煬帝は、多大の損害を出して撤退した。
第 3 次	6 1 3	推古 2 1 年	大業 9 年	6 月、煬帝は「楊玄感の反乱」を知り撤退した。
第 4 次	6 1 4	推古 2 2 年	大業 1 0 年	7 月、高句麗は隋に降伏した。

※詳細は、別表「隋煬帝の高句麗遠征関係年表(抜粋)」参照。

これらの記事から、煬帝が三十萬余人の軍勢で高句麗を攻撃したのは、612年(大業八年、推古二十年)である。

なお、三十萬については、隋高祖が第1次高句麗遠征で派遣した人員であるが、次の記事にあるように、戦いらしい戦いは行っていないようである。

- ・『三国史記』高句麗本紀第八・嬰陽王9年(598年、推古6年)条

九年(春二月)……隋文帝聞而大怒。命漢王諒。王世績(積)並爲元帥 將水陸三十萬來伐。夏六月。帝下詔黜王官爵。漢王諒軍出臨渝關。值水潦。餽轉不繼。軍中乏食。復遇疾疫。周羅睺自東萊泛海。趣平壤城。亦遭風。紅多漂沒。秋九月。師還。死者十八九。王亦恐懼。遣使謝罪。上表稱遼東糞土臣某帝於是罷兵。待之如初。

(完訳『三国史記』上、405頁)

九年(五九八)、……隋の文帝が聞いて大いに怒り、韓王の諒(文帝の四男)と王性績(積)を元帥に任じ、水陸軍三十万を引き連れて行って討たしめた。

六月、隋帝は詔書を下して王の官爵を削奪した。韓王の諒の軍は臨渝関(今の山海関の西北、永平の東南)を出発したが、水潦(長雨)にあい、軍糧の輸送が続かず、軍中の食糧は途絶え、それに疫病にかかった。周羅睺(水軍の總管)は東萊(山東省萊州府)から海に浮び平壤城(高句麗の首都)に向かったが、暴風にあつて兵船の漂没が多かった。

九月、(隋の)全軍は(途中で)撤帰した。死者は十中八・九であった。

王はやはり恐れて、使臣をやり謝罪の書を差し出したが、表の中には「遼東の糞土臣、某(諱は元)」とまでへりくだった。

隋主はこれで戦役を中止し、前と同じく待過した。

(完訳『三国史記』上、390・391頁)

3 煬帝の遠征に対する高句麗の対応

『日本書紀』の記事において、高麗は推古26年に使者を派遣したとしている。なぜ、派遣したのか。

これについては、当時の倭国は『隋書』倭国伝に

新羅、百濟皆以倭¹爲大國，多珍物，並敬仰之，恒通使往來。(中華書局版二十四史『隋書』1827頁)

とあり、東夷での大国と承知されていた。それゆえ、高句麗も大国である倭国に援助を求めようとしたのだと思われる。

4 高句麗が使者を派遣した時期

煬帝の高句麗遠征の結果は表2のとおりであり、高句麗は推古22年に煬帝に降伏している。その後は

・推古26年(614年)、煬帝は殺害された。

そして、唐の高祖が即位したが、全国を統一したのは、武徳4年(621年)以降である。

・推古28年(618年)高句麗では、嬰陽王が薨去された。

とのことから、推古26年当時の中国は、内乱時であり、誰が中国を統一するか不明である。この時期に、高句麗が捕虜・武器等を持参させて倭国に使者を派遣する必然性はないと思われる。

素直に考えれば、「廿六年秋八月癸酉朔」の記事は、「廿一年秋八月」のことであり、推古21年6月の隋の撤退後、高句麗は8月に倭国に前年の戦果を告げて援助要請をしたとするのが妥当であろうと思う。

すなわち、『日本書紀』で推古26年の記事としたのは、隋の滅亡を暗示するために、推古21年の記事を5年繰り下げたものと推定する。

5 その他(宝命)

裴世清が持参した国書に

朕欽承宝命 臨仰区宇……

とある文言について、先の論考では唐高祖の言葉としたが、さらに追加すべき史料が判明したので報告する。

・『三国史記』高句麗本紀第八・榮留王五年(622年)条に

五年 遣使如唐朝貢 唐高祖 感隋末戰士多陷於此 賜王詔書曰

「朕恭膺寶命 君臨率土 祇順三靈 懷柔萬國 普天之下 情均撫字 日月所 咸使乂安 王統攝遼左 世居藩服 思稟正朔 遠循職貢 故遣使者 跋涉山川 申布誠懇 朕甚嘉焉

方今 六合寧晏 四海清平 玉帛既通 道路無壅 方申緝睦 永敦聘好 各保疆場 豈非盛美 但隋氏季年 連兵構難 攻戰之所 各失其氓 遂使骨肉乖離 室家分析 多年歲 怨曠不申

今二國通和 義無阻異 在此所有高句麗人等 已令追括 尋即遣送 彼處所有此國人者 王可放還

*1 倭：底本は「倭」、中華書局版では「倭」と校訂している。

中華書局版二十四史『隋書』列伝第四十六(東夷一百濟)の校勘記(※校訂)で

・「其人雜有新羅高麗倭等」：「倭」原作「倭」。按古從「委」和從「妥」的宇、有時可以通用。如「櫻」或作「綏」、「綏」或作「綏」。「倭」應是「倭」字的別體。本書煬帝紀上作「倭」。本卷和他處「倭」者、今一律改爲「倭」。

(中華書局版二十四史『隋書』1829頁)

務盡綏育之方 共弘仁恕之道」

於是 悉搜括華人以送之 數至萬餘 高祖大喜
(完訳『三国史記』408頁)

とあり、高句麗が唐に遣使を派遣した際、高祖が中国捕虜の返還を要請した。この要請により、高句麗が捕虜を返還したとの内容である。高祖は、明確に「**朕恭膺寶命 君臨率土**」と初代(建国の父)として述べている。

また、同様の記事が『旧唐書』列伝・高句麗伝に

其王**高建武**、即前王高元異母弟也。

武德二年、遣使來朝。

四年、又遣使朝貢。高祖感隋末戰士多陷其地、

五年(622年)、賜建武書曰

「朕恭膺寶命、君臨率土、祇順三靈、綏柔萬國。普天之下、情均撫字、日月所照、咸使乂安。

王既統攝遼左、世居藩服、思稟正朔、遠循職貢。

故遣使者、跋涉山川、申布誠懇、朕甚嘉焉。

方今六合甯晏、四海清平、玉帛既通、道路無壅。

方申輯睦、永敦聘好、各保疆堦、豈非盛美。

但隋氏季年、連兵構難、攻戰之所、各失其民。遂使骨肉乖離、室家分析、多歷年歲、怨曠不申。

今二國通和、義無阻異、在此所有高麗人等、已令追括、尋即遣送;彼處有此國人者、王可放還、務盡撫育之方、共弘仁恕之道。」

於是建武悉搜括華人、以禮賓送、前後至者萬數、高祖大喜。

(中華書局版二十四史『旧唐書』5320頁)

と記述されている。

なお、『三国史記』は1145年、『旧唐書』は945年の成立であるから、『三国史記』は『旧唐書』を史料として利用したものと推定できる。*

8月例会報告

台風11号により、例会は中止しました。

多元的古代研究会 様から、創立20周年記念として発刊された

・『古田武彦先生講演録集』

・「筑紫舞再興 三十周年記念イベント」

(DVD)

を寄贈していただきました。

9月例会予定

日時：9月21日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第5集会室)

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」から南西へ徒歩8分
- ・市バス「市役所」から東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

10月例会：10月19日(日)名古屋市市政資料館

11月例会：11月16日(日)名古屋市市政資料館

例会は、10月・11月共**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。

*1 「宝命」記事については、古田武彦氏は『古代は輝いていた』Ⅲ、223頁で『旧唐書』高句麗伝に記述されていると述べている。